

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 福田充広 様 であて名 〒101-0047 日本国東京都千代田区内神田2丁目5番3号 児谷ビル1階		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年) 11.09.2018	
出願人又は代理人 の書類記号 B43968W001		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/J P 2018/021951	国際出願日 (日.月.年) 07.06.2018	優先日 (日.月.年) 08.06.2017	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. G02B15/16(2006.01)i, G02B13/18(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) コニカミノルタ株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。
--

見解書を作成した日 30.08.2018			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/J P) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 殿岡 雅仁 電話番号 03-3581-1101 内線 3271	2V 4748

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 - 紙形式又はイメージファイル形式
 - b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
 - c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式(PCT規則13の3.1(a))
 - 紙形式又はイメージファイル形式(PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	<u>2-9, 11-13, 15-17</u>	有
	請求項	<u>1, 10, 14, 18-19</u>	無
進歩性 (IS)	請求項	<u>2-4, 13</u>	有
	請求項	<u>1, 5-12, 14-19</u>	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	<u>1-19</u>	有
	請求項	<u></u>	無

2. 文献及び説明

- 文献1 : JP 2016-099549 A (キヤノン株式会社) 2016.05.30, 実施例2等
& US 2016/0147048 A1, 実施例2等
- 文献2 : JP 2017-062318 A (オリンパス株式会社)
2017.03.30, [請求項1], 段落[0021], [0035]-[0039], 実施例1-2等
& US 2017/0090166 A1, 請求項1, 段落[0051], [0069]-[0073], 実施例1-2等
& CN 106556923 A
- 文献3 : JP 2003-098434 A (キヤノン株式会社)
2003.04.03, [請求項1], 段落[0019], [0059], 実施例1-3等
(ファミリーなし)
- 文献4 : JP 2016-080975 A (キヤノン株式会社) 2016.05.16, 全文、全図
& US 2016/0109691 A1, 全文、全図
- 文献5 : JP 2011-081110 A (キヤノン株式会社) 2011.04.21, 全文、全図
& US 2011/0080648 A1, 全文、全図
- 文献6 : US 2014/0036117 A1 (SAMSUNG TECHWIN CO., LTD.)
2014.02.06, 全文、全図
& US 8878962 B2 & KR 10-2014-0018744 A & CN 103576298 A

・請求項1, 10, 14, 18-19に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1より新規性を有しない。請求項1, 10-12, 14-15, 18-19に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1より進歩性を有しない。

文献1には、本願請求項1, 10, 14, 18-19に記載の構成、条件式を満たすズームレンズが記載されている。

(補充欄に続く)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

また、請求項 1 1 に関して、当該請求項で特定している条件式は、望ましい光学系の全長（光学系のスペック）を規定した条件式であり、単に、望ましい性能、特性等を限定した点は、当業者が求める性能、特性等に応じて適宜決め得る事項である。

また、請求項 1 2 に関して、文献 1 に記載のものは、第 1 レンズ群に含まれる正レンズは、1 枚の両凸レンズと、2 枚の物体側凸のメニスカスレンズであるが、ベンディング等の周知の手法を用いて、前記両凸レンズを、物体側凸のメニスカスレンズとすることは、当業者が適宜設計し得る事項にすぎない。

また、請求項 1 5 に関して、どのレンズのレンズ面に非球面を施すかは、当業者が適宜決め得る設計事項にすぎない。

・請求項 1, 5-12, 14-16, 18-19 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 2 より進歩性を有しない。

文献 2 の実施例には、物体側から順に、光軸上に固定された正の屈折力を有する第 1 レンズ群と、負の屈折力を有する第 2 レンズ群と、前記光軸上に固定された正の屈折力を有する第 3 レンズ群と、正の屈折力を有する第 4 レンズ群と、からなり、各レンズ群間隔を変化させることにより変倍を行うズームレンズが記載されている。

そして、前記文献 2 の実施例に記載のものは、第 1 レンズ群は 4 枚のレンズから構成されている。しかしながら、当該文献 2（[請求項 1], 段落[0021]等を参照）には、第 1 レンズ群は、少なくとも 1 枚の負レンズと、少なくとも 3 枚の正レンズを有すると記載されていることから、文献 2 の実施例に記載のズームレンズにおいて、第 1 レンズ群が少なくとも 5 枚のレンズを有するような構成とすることは、当業者が適宜なし得ることである。さらに、文献 2 に記載の実施例に記載のものは、本願請求項 1 に記載の条件式（1）を満たさない。しかしながら、当該文献 2（[請求項 1], 段落[0021], [0035]-[0039]等を参照）には、第 1 レンズ群内の正レンズのアッベ数の平均値を規定する条件式「 $65 < v d p a v e < 95$ 」（本願請求項 1 に記載の条件式（1）と同じパラメータであり、数値範囲は重複する部分が存在する。）が記載されていることから、文献 2 の実施例に記載のズームレンズにおいて、前記条件式「 $65 < v d p a v e < 95$ 」の範囲内で、第 1 レンズ群内の正レンズのアッベ数の平均値を適宜設定して、本願請求項 1 に記載の条件式（1）を満たすような構成とすることは、当業者が適宜なし得ることである。

よって、請求項 1 に係る発明は、文献 2 に記載された発明に基づいて、当業者が容易に想到し得るものである。

（補充欄に続く）

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

また、請求項 5-11, 14-16, 18-19 に関して、文献 2 の実施例の中には、当該請求項に記載の構成、条件式を満たす（或いは、当該文献に記載のズーム範囲を縮減すると、その縮減したズーム範囲を持つものが、当該請求項に記載の条件式を満たす）ものが存在する。

また、請求項 12 に関して、当該請求項で特定している事項は、当業者が適宜設計し得る事項にすぎない。

・請求項 1, 10-12, 14-19 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 3 より進歩性を有しない。

文献 3 の実施例には、物体側から順に、光軸上に固定された正の屈折力を有する第 1 レンズ群と、負の屈折力を有する第 2 レンズ群と、前記光軸上に固定された正の屈折力を有する第 3 レンズ群と、正の屈折力を有する第 4 レンズ群と、からなり、各レンズ群間隔を変化させることにより変倍を行うズームレンズが記載されている。

そして、前記文献 3 の実施例に記載のものは、第 1 レンズ群は 4 枚のレンズから構成されている。しかしながら、当該文献 3（[請求項 1], 段落[0019]等を参照）には、第 1 レンズ群は、1 枚以上の負レンズと複数の正レンズを有する（第 1 レンズ群が 5 枚以上のレンズを有するものも含み得る）と記載されていることからして、文献 3 の実施例に記載のズームレンズにおいて、第 1 レンズ群が少なくとも 5 枚のレンズを有するような構成とすることは、当業者が適宜なし得ることである。さらに、文献 3 に記載の実施例に記載のものは、本願請求項 1 に記載の条件式（1）を満たさない。しかしながら、当該文献 3（[請求項 1], 段落[0019], [0059]等を参照）には、第 1 レンズ群内の正レンズのアッベ数の平均値を規定する条件式「 $v_+ > 7.5$ 」（本願請求項 1 に記載の条件式（1）と同じパラメータであり、数値範囲は重複する部分が存在する。）が記載されていることから、文献 3 の実施例に記載のズームレンズにおいて、前記条件式「 $v_+ > 7.5$ 」の範囲内で、第 1 レンズ群内の正レンズのアッベ数の平均値を適宜設定して、本願請求項 1 に記載の条件式（1）を満たすような構成とすることは、当業者が適宜なし得ることである。

よって、請求項 1 に係る発明は、文献 3 に記載された発明に基づいて、当業者が容易に想到し得るものである。

また、請求項 10, 14-19 に関して、文献 3 の実施例の中には、当該請求項に記載の構成、条件式を満たすものが存在する。

（補充欄に続く）

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

また、請求項 1 1 に関して、当該請求項で特定している条件式は、望ましい光学系の全長（光学系のスペック）を規定した条件式であり、単に、望ましい性能、特性等を限定した点は、当業者が求める性能、特性等に応じて適宜決め得る事項である。

また、請求項 1 2 に関して、当該請求項で特定している事項は、当業者が適宜設計し得る事項にすぎない。

・請求項 2-4, 1 3 に係る発明は、国際調査報告で引用された何れの文献にも開示されておらず、新規性、進歩性を有する。特に、請求項 2-4, 1 3 に記載の構成、条件式を満たすズームレンズは、何れの文献にも開示されていない。